

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

2 5 根管充填

《平成25年3月18日新規》

取扱い

原則として、根管充填後に、歯根破折等で抜歯に至った場合、当該根管充填の算定を認める。

取扱いを定めた理由

歯を保存するために行った根管充填後に、歯根破折等でやむを得ず抜歯に至ることは臨床上あり得るものと考えられる。

26 歯周基本治療と歯周外科手術

《平成25年3月18日新規》

取扱い

原則として、1日で全顎のスクレーリングを実施した場合の、全歯に対するSRP、歯周外科手術に係る費用の算定を認める。

取扱いを定めた理由

歯周病の病態はさまざまであり、1日でスクレーリングを実施することは、歯科医学的にもあり得る。また、その後の歯周病検査の結果によっては、歯周病の進行の程度、根面の状況により、全歯に対するSRPや必要な部位の歯周外科手術を実施することも考えられる。

27 歯冠修復物又は補綴物の除去

《平成25年3月18日新規》

取扱い

原則として、同月内に「C P u l」の移行病名で、レジン充填後に抜髄を行った場合、抜髄を行う際の除去の算定を認める。

取扱いを定めた理由

歯髄の保存を図る目的でレジン充填を行った後、やむを得ず抜髄に至ることは临床上あり得ることから、同月内に抜髄に伴うレジン充填の除去は考えられる。

28 抜歯手術（埋伏歯）

《平成25年3月18日新規》

《平成28年8月29日更新》

○ 取扱い

原則として、「智歯周囲炎(P e r i c o)」病名で「J000 抜歯手術
4埋伏歯」の算定は認めない。

○ 取扱いを定めた理由

「J000 抜歯手術 4埋伏歯」の算定にあたっては、算定要件が定められており、P e r i c o病名のみでは算定要件に合致しないことから、認められない。

29 う蝕歯インレー修復形成

《平成25年3月18日新規》

取扱い

原則として、インレー装着後、同月内にP u l症状で抜髄を行った場合、抜髄前のう蝕歯インレー修復形成、印象採得、咬合採得及びインレー装着の算定を認める。

取扱いを定めた理由

インレー装着後に疼痛が出現し、やむを得ず抜髄となることは、臨床上あり得るものと考えられる。

30 咬合採得

《平成25年3月18日新規》

取扱い

原則として、乳歯金属冠の装着にあたり間接法で行う場合、「M006 咬合採得 1 歯冠修復」の算定を認める。

取扱いを定めた理由

乳歯金属冠の装着にあたり間接法で行う場合に、咬合採得を行うことは、歯科医学的にあり得るものと考えられる。